

退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収

退職者に支払われる退職手当等（退職手当、一時恩給、その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与）に対する市県民税の税額は、所得税の場合と同様に、他の所得と区分して支払者が自ら計算し、その支払の際徴収していただくことになっていますので、次によりお取り扱いくださるようお願いいたします。

（注） このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する市県民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

1. 納税義務者

分離課税に係る所得割の対象となる納税義務者は、退職手当等の支払を受ける人です。

2. 課税市区町村

分離課税に係る所得割の課税（納入先）市区町村は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における退職者の住所所在地の市区町村です。

3. 税額の計算

分離課税に係る所得割の課税標準（退職所得の金額）は、次により計算してください。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

（1,000円未満の端数切捨て）

※勤続年数5年以下の会社役員等（法人税法上の役員・国会議員及び地方議会議員・国家公務員及び地方公務員）に支払われる退職所得については、 $\frac{1}{2}$ を乗じません。

退職所得控除金額は、退職者の勤続年数に応じ、次の算式によって計算した額です。

- (1) 勤続年数が20年以下の場合
40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）
- (2) 勤続年数が20年を超える場合
800万円+70万円×（勤続年数-20年）

なお、その人が障害者となったことにより退職したと認められるときは、(1)又は(2)の金額に100万円を加えた金額となります。

分離課税に係る所得割の税額は、次により計算します。

退職所得の金額	×	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">税</td> <td style="padding: 2px 5px;">率</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">市民税(6%)</td> <td style="padding: 2px 5px;">県民税(4%)</td> </tr> </table>	税	率	市民税(6%)	県民税(4%)	=	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px 5px;">特別徴収すべき税額 ※</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">市民税額(A)</td> <td style="padding: 2px 5px;">県民税額(B)</td> </tr> </table>	特別徴収すべき税額 ※		市民税額(A)	県民税額(B)
税	率											
市民税(6%)	県民税(4%)											
特別徴収すべき税額 ※												
市民税額(A)	県民税額(B)											

※ 特別徴収すべき税額（100円未満端数切捨て）

詳細は「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引（平成25年1月1日以降適用）」をご参照ください。手引は、最寄の市区町村あてに請求してください。

4. 納入先・納入方法

特別徴収した分離課税に係る所得割額は、退職者の退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在本市に住所を有していた場合は本市あてに、徴収した月の翌月の10日までに給与所得と同じ「納入書」により納入してください。

なお、納入書には納入税額欄の「退職所得分」の欄に納入税額を記載し、裏面の納入申告書に所要事項を記載してください。

5. 退職所得に係る特別徴収手続きの流れ

